

みやぎ霊園^{さいぼ}彩墓使用規程

公益財団法人アタラクシア

第1条（目的）

本規程は、葬送・墓制に対する市民意識の多様化に並走した新たな墓地を設けることで、霊園環境を整え健やかな墓参り文化の育成に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

本規程で定義される墓地の名称は、みやぎ霊園彩墓（以下、本墓地）とする。

第3条（仕様）

本墓地の仕様は、別表1の通りとする。

第4条（使用許可）

本墓地を使用するには、所定の書式と必要書類をみやぎ霊園管理事務所（以下、管理事務所）に提出の上、別表2に記載する使用料を納付し、公益財団法人アタラクシア（以下、本法人）代表理事の許可を受けなければならない。

2 本法人は、前項の許可がなされた後に、みやぎ霊園彩墓使用許可証（以下、許可証）を申込者に交付する。

第5条（使用者）

前条の許可証を交付された者を墓地使用者（以下、使用者）という。

第6条（使用权）

第4条の許可に基づく権利を、みやぎ霊園彩墓使用权（以下、使用权）といい、この使用权は、権利を有する墳墓(以下、当該墳墓)を使用し、埋葬予定者の指定・納骨・改葬などの祭祀および再交付・放棄・使用期間延長などの実務を行使できる権利をいう。

2 使用权の承継者は、使用者の祭祀の承継者であって、使用者の直系血族または配偶者および兄弟姉妹とする。

3 使用权は、譲渡および転貸できない。

第7条（使用目的）

本墓地の使用目的は、次の通りとする。

①使用者が、使用者本人および使用者が認めた者を納骨するための墳墓。

②使用者が、祭祀主宰者として保持している遺骨を納骨するための墳墓。

第8条（使用開始日および使用期間）

当該墳墓の使用開始日は、第4条第1項の許可がなされた日とする。

2 当該墳墓の使用期間は別表2の通りとし、使用期間が満了する年度の3月末日をもって期間満了日とし使用权は抹消される。ただし第14条の使用期間延長の申込を行うこと

で、期間満了日は延長される。

第9条（納骨設備）

当該墳墓に設置する納骨設備は、本法人が定めたものに限る。

- 2 本法人は、第4条第2項の許可証交付後、速やかに前項の納骨設備を設置する。
- 3 前条第2項の使用期間満了または第17条の放棄の場合、本法人の負担で納骨設備の解体撤去を行う。
- 4 納骨設備の所有権は、本法人とする。
- 5 瑕疵による納骨設備の破損等の修復代については、当法人の負担とする。ただし、経年劣化および自然災害による破損等の修復代は、使用者負担とする。

第10条（墓地の利用）

本墓地は、安全な参拝に十分配慮し、衛生的に利用しなくてはならない。

- 2 当該墳墓の使用面積は、別表1の通りとし、前条の納骨設備と合わせてその維持管理は使用者が行う。
- 3 献花および焼香は、当該墳墓に付属している花立および焼香台でのみ行うことができる。また、植樹・草花の植付・種蒔きなどは、いかなる場所にも一切してはならない。
- 4 食品および飲料等の供物は、放置してはならない。
- 5 第2項以外の本墓地の植栽およびその他施設の維持管理は、本法人が行う。

第11条（埋葬予定者）

使用者は、別表1の納骨数まで埋葬予定者の指定・追加・変更ができる。

- 2 使用者と親子関係にある新生児・乳児・幼児等の遺骨を納骨する場合、別表1の納骨数を超えて納骨することを認める。
- 3 分別不可能な複数の遺骨を他の墳墓から改葬する場合、7寸の骨壺1個に収容できる量を1体とみなす。

第12条（納骨）

使用者は、所定の書式と必要書類を管理事務所に提出の上、別表3の料金を納付することで、当該墳墓に納骨ができる。

- 2 当該墳墓には、前条の埋葬予定者以外の遺骨は納骨できない。
- 3 納骨する遺骨は、火葬したものに限る。
- 4 当該墳墓への納骨作業は、本法人が行い親族等は立ち合いができる。
- 5 当該墳墓に副葬物を納める場合は、別に定める細則に従う。

第13条（使用期間満了時の手続き）

本法人は、使用期間満了日の概ね3ヶ月前に、使用者に対し、簡易書留郵便にて使用期

間が満了する旨通知をする。

- 2 本法人は、使用期間が満了した当該墳墓に納骨されている遺骨を、所定の合祀墓へ合祀する。なお、合祀墓へ合祀した遺骨および副葬品は、取り出すことができない。
- 3 第1項において、通知が未達もしくは無回答等の場合、本法人が使用者の承諾なしに使用権を終了し前項を行ったとしても、その責任は問われない。

第14条（使用期間の延長）

当該墳墓は、30年に限り使用期間を延長できる。

- 2 前項の延長を申し込む使用者は、本墓地の申込日から使用期間満了日までの間に、所定の書式と必要書類を管理事務所に提出の上、別表3の料金を納付する。
- 3 本条のその他の定めについては、本規程を準用する。

第15条（改葬）

使用者は、使用期間中において既に納骨されている遺骨について、所定の書式と必要書類を管理事務所に提出することで改葬ができる。

- 2 みやぎ霊園墓地管理者（以下、墓地管理者）は、別表3の料金を納付することで、改葬を行った旨を証する書面を使用者に交付する。
- 3 使用期間満了に伴う合祀墓への合祀については、前項の書式および必要書類の提出は不要とする。

第16条（分骨）

使用者は、使用期間中において分骨ができる。

- 2 墓地管理者は、合祀墓への合祀を行う前に限り、別表3の料金を納付することで、分骨を行った旨を証する書面を使用者に交付する。

第17条（放棄）

使用者は、使用期間中において所定の書式と必要書類を管理事務所に提出の上、別表3の料金を納付することで、使用権の放棄ができる。

- 2 別表4の要件に該当する場合は、既納使用料の一部を使用者へ返還する。

第18条（再交付）

使用者は、使用期間中において許可証の紛失または汚損、もしくは許可証に記載ある事項の変更を行った場合、別表3の料金を納付することで、再交付の申請ができる。

第19条（祭祀主宰者）

使用者が死亡等の理由で不在の場合、民法897条に規定された祭祀を主宰すべき者（以下、祭祀主宰者）より、第11条の埋葬予定者の納骨の申し出があった際には、墓地

管理者承認の上、祭祀主宰者は納骨ができる。

第20条（取消）

次の事項に該当する場合は、本法人は使用権を取り消すことができる。

- ①使用者が本規程に違反した場合。
- ②使用者が迷惑行為を行った場合。

- 2 前項において、既に納骨した遺骨がある時は、使用者は、第15条に従い速やかに改葬をしなければならない。
- 3 前項の措置が使用者が行わなかった場合、本法人がこれをなし、その費用は義務者へ請求する。

第21条（登録事項の変更）

使用者は、第4条の申込書に記載ある住所や電話番号等に変更があった場合、速やかに管理事務所に届け出をしなければならない。

第22条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

第23条（協議）

本規程に定めのない事項については、その都度、墓地管理者と使用者間において協議を行う。

第24条（免責事項）

天災地変・戦争・テロ行為・暴動・法令の改廃等の不可抗力により、本墓地の申込内容に対して債務不履行が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

- 2 本規程は本法人と使用者間における墓地利用について定めるものであり、本法人の関与しない祭祀に関する権利の承継などの民事上の問題においては、使用者が自ら解決を図るものとする。

第25条（改廃）

本規程の改廃は、本法人理事会の決議を経て行う。

- 2 本規程に改廃があった場合、本法人のホームページにてその旨の通知をする。

附則

この規程は、令和 6年11月 2日から施行。

【別表1】仕様

| エリア | 使用面積 | 納骨方法 | 納骨数 |
|-----|-----------------------|------|------|
| 26区 | 横450mm×縦650mm 0.2925㎡ | 地上型 | 5体まで |

【別表2】使用期間と使用料

令和6年11月2日現在

| タイプ | 使用期間 | 使用料 (税込) | 内訳 | |
|------|------|-------------|----------------|-----------------|
| | | | 墓地使用料 (非課税) | 納骨設備使用料 (税込) |
| フラット | 30年 | 1,240,000円 | 800,000円 | 440,000円 |
| スロープ | | 1,140,000円 | 700,000円 | |

※上記金額は、物価等により改定することがある。

【別表3】料金一覧

令和6年11月2日現在

| 項目 | 料金(税別) | 備考 |
|---------|----------|--------|
| 納骨事務手数料 | 5,000円 | 納骨時 |
| 各種証明書交付 | 2,000円 | 改葬・分骨時 |
| 許可証再交付 | 10,000円 | 再交付時 |
| 放棄申請手数料 | 10,000円 | 放棄時 |
| 使用期間延長料 | 300,000円 | 30年間分 |

※上記金額は、物価等により改定することがある。

【別表4】使用料の返還

| 使用料内訳 | 要件 | 返還金 |
|---------|-----------------------------------|--------------|
| 墓地使用料 | 放棄日が使用開始日から1年未満かつ納骨がなされていない場合 | 既納墓地使用料の9割の額 |
| | 放棄日が使用開始日から1年以上3年未満かつ納骨がなされていない場合 | 既納墓地使用料の5割の額 |
| 納骨設備使用料 | 納骨設備設置前で納骨設備彫刻がなされていない場合 | 既納納骨設備使用料の全額 |

みやぎ霊園彩墓使用規程細則

第1条（目的）

この細則は、みやぎ霊園彩墓使用規程（以下、規程）の施行に関し、必要な事項を定める。

第2条（副葬物）

規程第12条5項に係る副葬物の種類は次の通りとする。

①遺品

②ペット遺骨

- 2 納められた副葬物が、土と同化し分別が困難と認められる場合は、本法人は、この返却を断ることができる。

第3条（遺品）

遺品は、遺骨とともに納骨設備に収納できる大きさでなければならない。

- 2 食品または生鮮品など、野生動物を呼び込む物は納めることはできない。

第4条（ペット遺骨）

ペットとは、使用者と生活を共にしている愛玩動物を指し、家畜や他者の飼うペットは含まない。

- 2 ペット遺骨のみ納めることを目的とする申し込みはできない。
- 3 ペット遺骨は、火葬したものに限る。
- 4 ペット遺骨は、所定の専用骨袋に収納し、埋葬予定者の遺骨の量を勘案の上、納骨施設に収納できる容量まで納めることができる。

第5条（必要書類）

規程第4条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条に規定されている必要書類は、別表Aの通りとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、本法人代表理事の決議を経て行う。

附則

この細則は、令和 6年11月 2日から施行する。

【別表 A】 必要書類一覧

| 必要書類 | 申込時 | 名義変更時 | 納骨時 | 改葬時 分骨時 | 放棄時 | 延長時 | 備考 |
|---------|-----|-------|-----|------------|-----|-----|---------|
| 墓地使用許可証 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 身分証明書 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 運転免許証等 |
| 申込者住民票 | ○ | ○ | | | | | 本籍記載のもの |

※その他本法人が必要とする書類